Ⅲ-1 リエージュ県議会会議規則

県議会は、制度上は日本と違い政治組織の中心で、その中に執行部が組織されている。この会議規則は、ワロン民主的地方自治制・ 分権法典に基づき制定されている。

リエージュ県議会

会議規則(秩序内規)

第1編 県議会の組織

第 I 章 議会及び県執行部の設置

第Ⅱ章 議員資格確認

第Ⅲ章 政治会派

第Ⅳ章 議長、副議長、書記、財務担当理事の指名

第V章 若干の執行部規定

第1節 執行部の構成

第2節 執行部の会議

第3節 執行部の権限

第4節 議 長

第VI章 書記、財務担当理事の権限

第Ⅵ章 県理事会

第Ⅷ章 委員会

第1節 常任委員会

第2節 特別臨時委員会

第3節 常任委員会及び特別臨時委員会の共通規定

第4節 常任委員会の会議規定

第IX章 議 席

第2編 議会の職務

第1章 招 集

第Ⅱ章 日 程

第Ⅲ章 定例会

第IV章 定足数

第V章 知 事

第VI章 会 期

- A) 会期の公告
- B) 発言権
- C) 投票方式
- D) 議事録
- E) 審議の簡潔な報告及び要約を表現する報告
- F) 細心の注意義務
- G) 緊急招集
- H) 懲 罰

第3編 修正、質問、広報、市民による釈明要求

第1章 修 正

第Ⅱ章 質 問

- A) 口頭の回答への書面による上訴の質問
- B) 口頭の回答への書面による現状上訴の質問
- C) 県理事会の書面による回答への書面による上訴の質問
- D) 質問全体についての規定
- E) 質疑応答の報告書及びその公表

第Ⅲ章 県理事会の広報

第IV章 A) 市民の説明要求権

B) 市民の釈明要求権

第4編 雑 則

第 I 章 県事務総長

第Ⅱ章 議場取締

第Ⅲ章 議員の調査権

- A) 閲覧権の行使
- B) 県議会議員の視察権の行使
- C) 技術的知識の入手権

第IV章 県民意向調査

第V章 末尾規定

第1編 県議会の組織

第 I 章 議会及び県執行部の設置

第1条

県議会の全員改選後、そのつど新しく選挙された議員たちは、当然の権利として、招集なしに選挙の日の後の第2金曜日の14時に県議会議員資格の最長勤続年数に達する構成員、又同年数の場合はその中の最年長者の主宰の下で、同様に最若年の書記2名の助けを借りて参集する。

但し第1項に該当する第2金曜日が祝日の場合には、新議員の会合はその後の月曜日に延期される。

第Ⅱ章 議員資格確認

第2条

県議会は県の選挙の有効性について裁定を下す;正式の構成員の資格について審査し、この問題を提起した異議申立について審判を 行う。

この最後に、議会は他郡選出の議員の中から抽選の方法で指名される7人の構成員からなる各郡 (ユイ・ワーレム、リエージュ、ヴァルヴィエ) の選挙の有効性審査委員会を設置する。

この同じ委員会は亦不利な条件によって傷ついたがワロン地方民主制・分権法典第2部第Ⅱ巻第 I 編第 II 章第8条に該当すると信じられる者の未確定な指名の有効性の審査にも招集される。

第3条

その証拠書類とともに選挙記録は委員会の中で委員長に指名された者及び委員会の結論を議会に委ねる責任を負う報告者のそれぞれにも配付される。

有効性審査委員会が投票若しくは審査の有効性などの予審を先行させなければならないと判断した場合に、この見解に賛成すればその任務を明示した特別委員会を設置する議会に情報を提供する。

特別委員会は当初に指名された委員に本規則の第2条第2項に従って選挙される議員の中から抽選の方法で指名される6人の委員を加えて構成される。

逆の場合には当初に指名された委員会が審査を続行する。

第4条

選択、辞職、死去もしくはその他で空席となった場合に、空いた議席が補充によって埋められなければならないならば、県議会の直 近の会合でこれの指名が行われる。指名に先立って県議会は専ら被選挙資格の保持の観点からの適格性について補充の審査を行う。 この審査は本規則の第2条第2項に従って選出される議員の中から抽選方法により指名される7人の委員の委員会によって行われる。

第5条

選出された委員は全員が自分自身の選挙に関する投票を除く第2条、第3条、第4条に予定された委員会の報告の審議及び決定の投票に参加する。これらの容認が延期若しくは却下されれば討論及び投票への参加は中断される。

第6条

委員長はワロン地方民主制・分権法典の第2部第I 巻第I 編第II 章第8条に該当すると信じられる者で審査後にこの条文の要求に合致すると見なされる選択があった有資格の議員を招集して公開の会議を開き、法定の宣誓:「私は国王への忠誠、憲法及びベルギー国民の法律の遵守を誓う」及び/又はドイツ語話者地域圏に住む議員のためには「 $\{同文のドイツ語\}$ 」を掌中で行わせる。

ドイツ語話者共同体の議会の会合に当然の権利として出席するためにはこの地域に住居を有する議員は、専ら若しくは主としてドイツ語で宣誓しなければならない。

議員が欠席する場合には県議会に議席に就く宣誓をする。

議員は宣誓をするための慣例の招集が2度続いた後正当な理由なくしてこの儀式を果たさなければ辞職したと見なされる。

第Ⅲ章 政治会派

第7条

政治会派の構成員と見なされれば同一名簿の下で選出されるか政治会派を構成するための連合名簿で選出され、少なくとも8人の数である限り県議会の構成員は少なくとも県の行政3郡を代表する。

第8条

資格審査及び県議会議員の宣誓表明の後、各政治会派はその構成員の名簿を会議に提出し、会派の党首の氏名を提示する。 会派の党首たちは委員長の発議で招集できる。

第9条

議員は唯一つの政治会派にしか所属できない。

第10条

- §1. どういう結果になろうとも立法府の中にある政治会派への議員の加入は会派の党首か若しくは関係する議員かによって委員長に知らされなければならない。立法府にいる議員がその会派から脱退すれば、当然の成り行きとして、会派の中での県議会議員の資格の理由で生じていた肩書を発揮する権限の全てが放棄される。それでもこの議員は政治会派には所属していると見なされる。
- § 2. 遅くとも選挙の後の11月15日以降に特にそこの当事者である政治諸会派の指示を含む多数派協定の計画若しくは諸計画が県事務総長の手元に提出される。この(これらの)多数派協定計画(諸計画)は第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第39条の§ 2に従って提出されなければならない。
- §3. 多数派協定は選挙が有効となった後遅くとも3か月以内に議会に在席する構成員の多数で採択される。 多数派協定の採択の要点はその採択まで各議会の議事日程に記載される。

第11条

県議会議員がそれなりの理由があって立法府を離職するとき、与えられていた権限及び職務の代わりは、離職する議員が属する会派 の提案により代わりがあれば優先順位の中での序列を維持しながら実行されることになる。

第12条

政治会派は本規則の第14条に定義される自由侵害集団を除いて、選挙法第167条、第168条に従って、基礎自治体事務組合、非営利法 人、その他の団体の中で、文化協定に関する法に抵触することなく比例代表制の恩恵を受ける。

第13条

政治会派は、本規則の第14条に定義される自由侵害集団を除いて、議会がその授与方法を決める職務の歳費を受ける。

第14条

- §1. 特に人権及び基本的自由の擁護協約による、人種差別及び外国人排斥によって助長される一定の行為の抑制を目指した1981年 7月30日の法律による、又第2次世界大戦中の国家社会主義体制によって犯された大量虐殺、若しくはその他の全ての大虐殺の 否定、過小評価、正当化若しくは称賛の抑制を目指した1995年3月23日の法律による民主主義の原理を尊重しないか若しくは尊 重すると言明しない政治会派は自由侵害集団と見なされる。
- §2. 県議会は、執行部の提案に基づき、自ら自由侵害性若しくは会派ではないとの判断を下す。

第Ⅳ章 議長、副議長、書記、財務担当理事の指名

第15条

資格審査、宣誓、会議の委員長への各政治会派からの会派の党首名と併せて構成員の名簿の送付の後、議会は別々の投票によって議 長、副議長、書記たちの指名を行う。

指名は民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第26条に従って行われる。

それらの各々について候補者が複数の場合には別々の投票で行われることになる。

議長の指名は議員資格の最長勤続年数か又は同年数の場合には最年長の議員資格者が会議を主宰して行われる。それは開票立会人となる最若年の4人の議員によって補佐され、そこには本規則の第1条に記載された2人の書記を含む。

選挙の後議長は論壇にその席を保有して執行部の他の構成員の選挙手続を続ける。それは予定された副議長で、選挙事務を行う4人の最若年議員によって補佐される。

候補者の数が資格のある議員のそれを超えないならば、これらの構成員の全員若しくは一部は無投票で拍手によって指名される。

第16条

指名の順序は副議長及び書記の優先順位を決定する。

議員たちはその指名に関連する作業終了後論壇にその席を保有する第1及び第2書記職を選出する。

第17条

各政治会派はその構成員の中から財務担当理事を指名し議長に通告する。

第18条

議会が構成されると議長は県知事に正式に通告する。

第 V 章 若干の執行部規定 第 1 節 執行部の構成

第19条

執行部は議決権を持つ議長、副議長、書記たち、各会派党首及び発言権を持つ知事、2人の県代表とで構成される。 執行部は議長によってか、若しくはその欠席の場合には優先順位に従って、副議長によって主宰される。

第2節 執行部の会議

第20条

執行部は会議の日時、場所、議事日程を決める議長の招集の下で少なくとも月1回開催される。

この義務は7月及び8月には適用されない。

投票権を有する執行部構成員の3分の1若しくは県理事会の請求があれば、議長は日程の提案と併せて決められた日時に執行部を招集しなければならない。議長は日程に追加項目を加えることができる。

執行部の管理事務局は県事務総長か若しくはその代理によって補佐される。

第21条

執行部はその構成員の半数以上が出席していれば審議は有効である。

執行部は全会一致の原則で運営される。全会一致がなければ出席構成員の決議には単純多数決が要求される。

第3節 執行部の権限

第22条

執行部は特に県議会の予定表の作成、県の権限の概念の適用例、議員や住民の情報収集権並びに監視権、対外関係、報道陣との関係、 情報処理、議会の職務、主題の設定された会議の準備、県議会の組織及び職務に関する全ての問題に決定権又は地域圏法により若し くは県議会により付与された答申権を行使する。

執行部に付される事案が、例えば会議の予定表といった議長の特権に属するときには、執行部は県議会議長への提案を作成する形を 採って自己表現するにすぎない。

県理事会は、県議会の決議の全てに関して取られた当局の決定の全てを執行部に報告する。

第4節 議 長

第23条

議長は民主的地方自治制・分権法典及び本規則の諸規定に従って権限を行使する。

議長は特に議場の秩序維持、規則の遵守の履行、発言の許可、投票結果の確認及び発表、議会の決定の宣言に留意する。 議長は議会を代表して発言する。

議長は審議の模様をはっきりさせ、又はそこへ発言者を引き戻すために、審議の最中は発言しない。

審議に参加したい場合には議長は議長職を離れ、主題についての審議終了後には発言しない。

前項が予想される場合又は議長の欠席か若しくは支障ある場合には、議長職は優先順位に従って副議長により確保される。

副議長に支障ある場合には議長職は勤続年数最長の県議会議員によって確保される。

第Ⅵ章 書記、財務担当理事の権限

第24条

書記たちは議事録の作成を監督する。

会議の冒頭に書記たちは議事録の要約を朗読する。

書記たちは点呼を行い、投票結果を述べ、定足数の遵守を見守り、加えて概して執行部の管轄下にある全てを管理する。

審議に参加するときは、書記たちは執行部の席を離れ、又主題についての審議終了後には発言してはならない。

書記が欠席するか若しくは支障がある場合には、その職務を果たすために出席している最若年の県議会議員に助けを求められる。

第25条

経理関係に責任を負う財務担当理事は県議会議員であり、県理事会理事であり、県執行部である。

このために財務担当理事及び議長の年次総会が9月に開催される。

第Ⅷ章 県理事会

第26条

- §1. 県理事会は議会の中から6年任期で選出された6人の構成員で構成される。
 - --- 県理事会は異なった性からなる。
 - ――県代表の身分は多数派協定草案(諸草案)によって表示される。
 - ―― 県議会の全員改選がありそれとその執行部が構成された後、議会は点呼によって多数派協定草案についての投票を行うか又は県代表の資格で提案される県議会議員たちの身分が異なった性の人たちから提案されるこの多数派協定草案が提示されて解される。

- 当然の権利として県代表に選挙されればどの身分のある議員たちも民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章 第39条の適用で採択される多数派協定に含まれる名簿に記載される。
- 県代表の序列は多数派協定の中に記載される名簿の順位で決まる。
- § 2. 選挙の有効となった日から後3か月の期限内に多数派協定の提出又は投票がなければ政府委員の任命ができる。 この政府委員は任期満了の県理事会の代理として日常業務を処理する。
- §3. 但し多数派協定に拘束される政治会派の議員たちが全て同一性の場合には、その内一人については議会内での県代表選挙の規則に違反することになる。

議会以外のこの代表は民主的地方自治制・分権法典第4部第I巻第V編第V章第1条に決められたような被選挙資格の条件を充足し維持しなければならないし、多数派協定は帰属する政治会派を示さなければならない。

- § 4. 立法府では辞職したと見なされるか、又は議会への所属を辞めて県代表の資格を失うかした県理事会の構成員の代わりの決定 を用意するために、県議会によって提案され採択される不信任動議に対して多数派協定への補則が採択されてよい。
- §5. 理事会は議会に対して責任を負わなければならない。

議会は理事会若しくはその構成員の一人乃至複数に関して不信任動議を採択できる。

動議が理事会全体に関するものについては以下の場合は受け入れられない:

- 理事会への後継者の提案、
- ― 交代する多数派を構成する各政治会派の議員たちの少なくとも半数により提案されるもの。

動議が理事会の構成員の一人乃至複数に関するものでは以下の場合は受け入れられない:

- 理事会の構成員の一人乃至複数の後継者に関係する提案、
- ―― 多数派協定に参加している各政治会派の議員たちの少なくとも半数により提案されるもの。

いかなる動議も議会の構成員の多数でしか採択されないし、その採択は理事会の辞職を伴い、一人か若しくは複数の議員から 異議を申し立てることができる。

動議の投票は議会の会期中に提案された協定の獲得から最大限3日の期限しか介在できない。

- §6. 県理事会に関する不信任動議は以下の場合には提出できない:
 - 一理事会設置後1年半の期間、
 - 理事会全体の不信任動議採択後1年以内の期間、
 - ---選挙執行の年の6月30日以前。

第27条

県理事会の選挙後3か月以内に、その代表の任期に責任を持ち、少なくとも主要な分野の方向を示す予算面といった主要な政治的諸計画を含む一般的政策の宣言が県議会の承認を受ける。この宣言は亦県のパートナーシップ及び資金調達を準備する2002年3月21日の地域圏法によって予定されるパートナーシップの締結のために、県理事会によって提案される諸方針も含む。

第四章 委員会 第1節 常任委員会

第28条

県議会の全員改選ごとに執行部が最終的に設立され、県理事会が選挙された後、議会はその中に定員16人の委員と、議事日程に記載された審議の提案のとおりのその権限に関する主題の全部若しくは一部についての意見の提供に責任を持つ委員8人の委員代理とからなる10の常任委員会を設置する。

第29条

県議会の成立後1か月以内に各常任委員会は、県議会議員の資格で勤続年数最長か又は同年数の場合には最年長を数える委員の主宰 下で集合し、委員長及び副委員長の指名に入る。

第30条

県議会の権限は以下のように10の常任委員会に割り振られる:

第1:経済·基礎自治体共通;

第2:農業;

第3:文化;

第4:身体的教育、スポーツ、青少年;

第5:家庭・児童、住宅・社会福祉問題;

第6:教育・研修:

第7:県の財務・業務;

第8: 労働;

第9:公衆衛生・環境;

第10:観光。

県公社、県独立公社、非営利法人その他の団体の経営の諸計画及び諸協約の妥当な執行の検証は関連分野を所管する委員会によって あらかじめ検討されることになる。

いずれかの委員会への事案付託に疑問がある場合には、執行部はその所管を断れない所管委員会を決定する。

第31条

議会の全員が自分がそこに所属しない常任委員会の会議に出席し、発言権はないが聴取できる。 そのために全員が常任委員会の招集状を受け取る。

第2節 特別臨時委員会

第32条

議会は特別の事案の検討のために特別臨時委員会を設置できる。

各委員会のために議会は委員の人数及び第1節の規定の範囲内で適用できる期間を決定する。

第3節 常任委員会及び特別臨時委員会の共通規定

第33条

執行部は最終的に県議会に常任委員会及び特別臨時委員会の構成に関する提案を行う。

各政治会派はそれぞれにその規模に比例した代表総数を確保する。

これらの提案が全会一致とならなければ委員会内の構成員の割振りは県議会が確定する。

政治会派の比例代表及び委員会内への代表の割振りは立法府では修正できない。立法府で政治会派を離れた議員は全てなおその離脱 した政治会派に属すると見なされるが、県議会議員の資格に由来する権利を行使する権限は全て失う。

第34条

常任委員会及び特別臨時委員会は各種の提案の検討に責任を負う。

委員会は審議に招集され付託された事案に関して次の会議においてか、又は急を要する場合には開会中に県議会に報告する義務がある。

委員会は、その正規の委員の一人による県益の審議のための全ての提案若しくは主題を把握できるし、本規則の第38条に従って当初 の議事日程に引き続いて要点が記載された県議会議長への質問を決定させることができる。

委員会は亦特殊な問題の解明のために、判断に必要ならば、専門家及び利害関係人に聴聞できる。

その場合には審議の模様は関係委員会に次の会議で報告される。

第35条

常任委員会及び特別臨時委員会は、委員長若しくは副委員長、いずれも欠席の場合は県議会議員の資格で勤続年数最長か、又は同年数の場合には最年長を数える委員によって主宰される。

投票が可否同数の場合には会議の主宰者は裁決権を持つ。

交代を重視して委員長は報告の必要な各事案ごとにこれらを検討する前に、委員会の結論はもとより委員会で交わされたやりとりの 総括を県議会に提出する責任を持つ報告者を指名する。

委員会の結論を含む行政報告の写しは会議の後で報告者に渡される。

県代表たちはその所管する事案を取り扱う委員会の会議に出席するが議決権は持たない。

県代表たち及び報告者たちは職員たちの補佐が受けられる。

第36条

各報告は会議の主宰者及び報告者が署名する。

予算に予定されていない支出の採択を含む事案に関係のある報告は、県による支出の検討を受け持つ常任委員会に見解を求めるために委ねられる。

第37条

常任委員会及び特別臨時委員会は出席する委員の数のいかんにかかわらず招集できる。但し委員会はその委員の過半数が出席している状態でなければ審議は有効でない。

正規の委員たち、正規の委員の補欠、及び提案の発起人若しくは共同発起人だけが提案の民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻 第Ⅰ編第Ⅱ章第7条の諸規定の恩恵に浴する。

第38条

常任委員会及び特別臨時委員会は日時及び日程を決める議会議長によって招集される。

できる限り常任委員会は県議会のある週に議事堂で以下の暦日を尊重して招集される:

月曜:第1、第2、第3、第9各委員会

火曜:第4、第6、第8各委員会

水曜:第5、第7、第10各委員会

常任委員会は、指定した日時に、県理事会、委員会の委員長若しくはその委員の3分の1の要求で日程を明確にした提案について開催できる。

提案の発起人若しくは共同発起人は、当該提案の検討及び報告を担当する常任委員会若しくは特別臨時委員会の構成員でなければ議 決権は持たないが、会議に出席する権利はある。

第39条

会議の書記たちは県事務総長によって確保される。

第40条

常任委員会と特別臨時委員会は非公開で開催される。

県議会議長は各委員会の正規の委員の3分の1の要求で委員会の会議の公開を決定できる。

第4節 常任委員会の会議規定

第41条

2 若しくはそれ以上の委員会の管轄に属する一定の一件書類の関連性に応じてそれらの委員会は共同で合同委員会を招集できる。

第42条

合同委員会は議会議長か、欠席ならば県議会議員の資格で勤続年数最長、同年数の場合には最年長を数える委員会の委員長によって 主宰される。

第43条

第34条、35条第2、第3、第4、第5項、第36条乃至第40条は合同常任委員会に適用される。

第区章 議 席

第44条

県議会は異常事態により議長により県内他都市で招集されない限り県庁所在地で開催される。

第2編 議会の職務

第1章 招集

第45条

県議会はその権限に含まれる事案が必要なたびに少なくとも月に1回招集される。

この義務は少なくとも7月及び8月には適用されない。

原則として議会は土曜日、日曜日、祝日には招集されない。

議会は議長によって招集される。

議員の3分の1の請求があれば、議長は、指定される日時に提案された日程で招集しなければならない。

議長は亦県理事会の請求があれば、指定される日時に、提案された日程で招集しなければならない。

招集状は書面で住所に少なくとも満7日前に送付される;それには日程及び決議案が含まれる。

但しこの期間は民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第12条の第3項の適用で満3日に短縮される。

又急を要する場合には満7日の招集期間は会議の満1日前以下でなければ短縮できる。

日程の項目は十分にはっきりと明示されなければならない。

招集状及びその付属文書も議会の構成員に電子回路で通知される。

1年間に議会は10回以上招集され、議会の招集を可能にするのに必要な議員数は翌年を通じて議員数の4分の1に減らされる。

第46条

- §1. 県議会の場所、日時、議事日程は、一方では県議会の会議場での、又市庁舎内の通知としての公式の掲示の方法によって、他方では県のインターネットサイト上のオンラインへの配信によって議会の招集のために予定された同じ期間内に一般に周知される。
- § 2. 県に関係のある報道関係者及び住民たちは、県議会議員に発送する遅くとも3日以内に書面で要求すれば県議会の日程が通知される。要求は県事務総長に送られなければならない。

先述の有効な期間は招集状送付の前に日程に追加された項目には割り振られない。

§2の第1項の適用に加えて、執行部は県議会の議事日程が報道発表によって送られる地方紙を会議の5日前に指名する。

第Ⅱ章 日 程

第47条

§1. 県議会の議事日程は議長によって決定される。それには決められた期間内に県理事会若しくは議会の一人乃至複数の構成員によって提案される、県に利害関係があり県の所管する決議案が含まれる。それは亦県理事会又は議会の一人若しくは複数の構成員によって提案され、亦県が所管する県理事会からの伝達並びに他の行政庁若しくは公共機関への送付が予定される動議の提案も含まれる。

さらに日程への修正があれば、書面での質問、口頭での回答要求が、法律若しくは地域圏法によって予定された例外がなければ、県議会及び県理事会に関係のある分野について県理事会に対して県議会の構成員たちによって同じ期間内に提出される。

日程に記載され決定の原因となる各項目は審議予定が付されていなければならない。

審議予定は、県理事会によって日程に記載される項目が検討されるときに、県事務総長の指揮下で行政職員によって起草される;審議予定は県議会議員たちの発案で日程に記載される項目についてはその議員たちによって起草される。

- § 2. 議長が議事日程への記載要求が県議会の所管でないと判断した場合には、県議会に先立って開催される執行部の会議の際に実際に出掛けてその事案についての執行部の構成員の意見を要請する。
- §3. 全ての項目は前の会議時の対象となって次の会議の日程の最初の項目に記載される。

第48条

- §1. 遅くとも県議会の会議の前の終わりから2番目の木曜日の16時に、議長によって予約された提案及び質問は、招集状で繰り返し議会の構成員に文書で知らされる。これらの提案は第Ⅰ編第WI章に従っていずれかの委員会に付託される。
- § 2. 日程に関係のない全ての提案、伝達若しくは質問は、少なくとも会議の満5日前に議会議長に引き渡されなければならない。 議長は日程に補充する項目と併せて遅滞なく議会の構成員たちに伝えなければならない。

理事会はこれについて裁量権を持っている。

§3. 日程に記載されていない項目は、少しでも遅らせれば重大な損害を引き起こす可能性のあるおよそ緊急の場合を除いては会議では審議されない。

第49条

議会の構成員たちは、法律で予定される例外がなければ、本規則の第Ⅲ編第Ⅱ章に決められた条件の尊重によって、県議会、県理事会、県知事の権限に関係する分野について、県理事会若しくは県知事に書面で質問を知らせ提出する権利を有する。

但し質問権は基礎自治体、宗教の所有する施設、社会扶助公共センターに関する行政部の監督下の一件書類には及ばない。

第50条

現状についての質問は、本規則の第87条及び第88条に従って、議会開催前満2日の期限内に議会の構成員たちによって提起され、受取人の口頭の回答が要求され、現状についての質問は議会当日中に付託されて日程の対象となる。

第51条

日程への項目記載の要求の全て、提案若しくは質問の全ては、現状についてであろうとなかろうと、あるいは会議の構成員からのものであろうと県理事会からのものであろうと、説明文書若しくは議会に教示する固有の記録が添えられなければならない。

第Ⅲ章 定例会

第52条

§1. 毎年10月の会議開催時に、県理事会は県議会に前年度執行の会計報告並びに次年度の執行予算の計画及び一般政策文書を提出する。

一般政策文書は少なくとも優先政策及び政策目標、予算の財源及びこの優先順位並びに目標を実現しなければならない期限の表示を含む。県がそれに参加しその経営を代行するか、少なくとも年間5万ユーロ相当の支援のための補助金を支出する公社、基礎自治体事務組合、非営利法人その他の団体の名簿が、前年の執行に関係のある経営計画及び契約の評価報告と併せて予算計画に加えられる。裁判所の訴訟目録も予算計画に加えられる。

一般政策文書と同様に予算計画、前年度の執行会計報告は、その間にそれらが検討される会議の少なくとも満7日前に県議会の構成員全員に配付される。

これらの一般政策文書は県公報で公刊され、インターネットサイト上のオンラインに配信される。

県理事会は亦県議会に判断に役立つその他の全ての提案を付託する。

§ 2. 年次会計報告は、予算報告、決算報告、貸借対照表、並びに県議会がそれに対する締結方法を選択しその条件を決定する労働、物品調達、サービスの契約落札者名簿を含む。

さらに議会は毎年10月31日に少なくとも前年度執行の支出予算及び執行の財源を可決する。

第53条

§ 1. 毎年10月中に予算の可決に先立って県理事会は行政報告の中で県勢発表をする。この発表は各種の活動報告からなる;これらはとりわけ県理事会の措置を賄う前年度の執行に関係する予算の使用配分を指定する。諸活動報告の発表は投票によって承認されることは全くないが、県公報には掲載される。それは将来方向の討論を開始させることになる。

議員たちは議長への簡単な申し出によって議会での報告の開催当日か翌日に発言できる。県代表によってなされる答弁の延長上で議員たちは2分間だけ再発言できる。県代表は最後の答弁に2分間使う。

そこでその項目は議長によって終了したと見なされる。

§ 2. 予算及び会計の検討時には、県議会も、一般政策文書を、その名簿にあり次年度執行予算計画に付け加えられている県内の、 県が代表するか、又は少なくとも年間5万ユーロ相当の支援のための補助金を支出する各種公社、基礎自治体事務組合、非営利 法人その他の団体と併せて検討する。

このときには議会と、それより先に所管委員会は、前項を対象とする公社、基礎自治体事務組合、非営利法人その他の団体の経営機関の一人若しくは複数の構成員に聴聞できる。

第Ⅳ章 定足数

第54条

§1. 議会はその構成員の過半数が出席していなければ決定を行えない。

但し議会が再度招集されても必要な人数を得られない場合には、新たな最後の招集の後で出席構成員の数がいかようであろうとも日程に3回目に配置した対象について審議できる。

2回目及び3回目の招集は民主的地方自治制・分権法典第2部第II巻第II編第II章第22条に定められた規定に従ってなされる。これらの招集状は招集が行われる第2回目若しくは3回目のたびに記載する。さらに3回目の招集は民主的地方自治制・分権法典第2部第II巻第II編第II章第12条の最初の二つの項の原文どおりに再招集される。

- § 2. 指名点呼の後で必要な出席が定足数に達しないときは、議長は会議がもはや有効に審議できないことを確認しなければならない。
- §3. 会派の党首たちはその構成員たちの最大多数の規則正しい出席に気を配る義務がある。

会議に入る前に構成員たちは民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第7条に規定された手当及び出席手当の授与のための債権の申告に役立てられる名簿に署名することによって出席の確認をする。

第Ⅴ章 知 事

第55条

知事若しくはその代理は議会の会議に出席する。その席は部屋の中に宛がわれる。知事は望めば意見を聞かれる;議員たちはその発言に答えることができる;知事は審議及び全ての適切と思われる論告に責任のある議会に出向くことができる。議会はその出席を要請できる。

第56条

知事が議会の決定に反対の訴えを行うときは、その決定は行為から10日以内に県議会及び利害関係者に通知される。 その後議長は次の会議の時に県議会に知らせる。

第57条

ワロン政府は規則及び地域圏法の執行を、その執行方法と併せて県知事に担当させることができる。

第VI章 会 期

第58条

会議は議長によって開閉される。

A) 会期の公告

第59条

- §1. 県議会の会議は公開である。公開の各会議は、必要があって特に指名を行わなければならないときは非公開に切り替えられる。
- § 2. 予算に関連するものを除いて、県議会は出席議員の3分の2の多数決で決めれば、治安のためになるように、又審議の公開の ために重大な支障を理由に、会議を非公開にしなければならないことを決定することができる。
- §3. 個人の問題が提起されしだい議長は直ちに非公開を宣告する。
- §4. 懲戒事案以外は非公開の会議は公開の会議の後に代わってはならない。
- §5. 事案の審議に非公開を続ける必要がありそうなら公開の会議はそのために中断できる。

B) 発言権

第60条

- §1. 議会の構成員は議長の要求や許可がなければ発言できない。
- §2. 議会の構成員は以下のために発言を要求できる;
 - 1) 討論に加わり、又特にその参加の前に自己の投票について弁明する;
 - 2) 日程の項目の撤回を提案する;
 - 3) 審議及び採決の撤回を提案する;
 - 4) 討論終結を提案する;
 - 5) 会議日程に予定された項目の順序の変更を提案する(順序動議);
 - 6) 規則を思い出させる;
 - 7) 発言者たちの交代を提案する。

第61条

発言者は起立して話す。議長とか参集者には話しかけない。

議長の許可がなければ同一の事案に2回以上発言してはならない。

参集者は出席構成員の3分の2多数決で、知事、県理事会構成員、委員会の報告者などの外部の発言は決められた時間内以外発言できないとすることができる。

第62条

規則遵守命令でなければ誰も発言を中止されない。発言者が質問を逸脱する場合には議長は警告をするだけである。同一質問中に質問への警告を2度受ける前に発言者がもう一度逸脱した場合には議長は審議が終わるまで発言をやめさせる。

第63条

秩序を乱す性質の賛否の合図は全て禁止される。悪意の個人攻撃、罵詈雑言、非難は秩序違反と見なされ、規則遵守命令の罰を受ける条件で禁止される。

発言者が会議を乱し規則に違反し礼儀作法に背く場合には、その弁明を聴取した後で、議長によって規則遵守命令が発せられる。 議会が明白に命ずる場合には、規則遵守命令は議事録には記載されない。

再犯の場合には、議長は議事録への記載を伴う新たな規則遵守命令を発する。この制裁は強制的に発言の撤回又は審議が終わるまで の発言権剥奪を引き起こす。

場合によっては議会の執行部の協議を経て、議長は発言が議事録にも簡潔に表現された報告にもその他の内規の規定により予定された報告にも表わされない無礼な悪意の個人攻撃、罵詈雑言、非難となると決定する。

第64条

討論終結は議長によって宣告される。

第65条

投票行動中に発言をすることは許されない。

C) 投票方式

第66条

議会は本規則の第67条に予定された場合を除き挙手で採決する。

議長がその結果を宣言する。

第67条

但し構成員たちは出席議員の3分の1の要求があれば発声での点呼で投票する。

年度予算全体、県理事会の議会冒頭の一般政策の宣言、多数派協定の投票は、常に発声での点呼による投票で表明されなければならない。

第68条

投票時に出席していたにもかかわらず、表明しない議員は支持投票に参加しなかったと見なされる。

第69条

どのような投票方法であろうと、各構成員は議事録にその投票の理由に言及することを要求していなければ、その投票が採択された 決議に反対であると掲載することが認められる。

議長は最後に投票する。

第70条

点呼による投票は無条件であり、賛成、反対、棄権によって表明される。それはアルファベットの順で行われる。

投票の集計は議長及び書記たちで行われる。投票名簿及び表明された投票はその会議の議事録に掲載される。

第71条

議会に留保される候補者の推薦、指名、昇進、投票、休職の決定、業務のための予防的停職、罷免若しくは解職その他の懲罰的制裁は民主的地方自治制・分権法典第2部第 II 巻第 I 編第 II 章第26条に従って秘密投票で行われる。他の候補者を考慮した第2次投票の際は最初の投票が無効と見なされることを示す。

第2次投票は得票数が同じなら年長の候補者が勝つ。

秘密投票で表明されるこの投票には議長も本規則の第7条の適用される政治会派から出てくる4人の最年少議員に補佐されて開票立会人の任務を行う。

第72条

議決は全て賛成の絶対多数で決められる; 賛成反対の投票だけが賛成の集計の際に考慮される。可否同数の場合は審議に掛けられた 提案は否決される。

議会の審議の結果は議長によって次の言葉で宣言される:

《議会は採択した》又は《議会は採択しなかった》

第73条

議会は同種の分野の対象となる決議は投票だけを対象とすることを決定できる。投票を行うに先立って議会は議長の提案でそれらの 決議が対象となることを決定する。この投票の結果はそれぞれの提案が個別に表明されたと見なされる。

D) 議事録

第74条

議事録は会議日後少なくとも満7日に県事務総長に任される。

構成員は誰でも会議中に議事録の作成に対して要求を出す権利を持つ。

その要求が議会によって採択された場合には、事務総長は、開会中か又は遅くとも次の会議のときに議会の決定に従った新たに作成 したものを提出する責任がある。

会議が要求なしに経過すれば、議事録は民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第I編第Ⅱ章第60条に規定されたとおりに承認され、登録される。

議会が適切と判断した各回ごとに議事録は会議中にその全文若しくは一部が作成され出席議員によって署名される。

議事録は次のものを含む:

- 会議の開催時間及び終了時間;
- ----日程;
- 一前回の会議の議事録の概括朗読の本文;
- 必要があれば、会議の初めに出席した県議会議員の名簿並びに会議中に行われた点呼以外の全ての名簿;
- 可決された決議の本文;
- 会議に提出された提案;
- ―― 投票結果及び点呼投票若しくは秘密投票の場合にはそれぞれ記名投票の名簿若しくは投票者名簿;
- 各議員の記名発言の記載;
- 議員たちから議長に通告された発言の本文。

E) 審議の簡潔な報告及び要約を表現する報告

第75条

県事務総長は県議会の今回の会議日程と同時に議会の公開の会議の要約を示す報告と併せて議員たちに通告された審議の簡潔な報告 に必要な措置を講ずる責任がある。

議員は全員この記録を文書で及びコンピュータで入手する。

第76条

前条でその問題に一部言及した簡潔な報告は可決された決議その他の書類、投票の結果を記述する。

第77条

議会の構成員たちは自らのその日の発言とか意見表明とかの本文を提出する。

議会の全員は会議の8日間要約の全文を表した報告をタイプで打った原文で文書及びコンピュータにより受け取る。

県議会議員たちは県事務総長に単純な書式で自分自身の発言に加えたい綴りの訂正を書面で伝えることができる。

指定された期限内にそういった類の要求がなければ本文はその作成者によって承認されたと見なされる。

第78条

最終の要約を表した報告及び正式の議事録はコンピュータで議員たちに伝えられる。それらは同時にインターネット・サイトによる 月例発表の対象となる。それらは題目の目録を添えた季刊誌の対象となり、政治会派の党首たちに譲渡され、事務局に要求すれば入 手できる。

F) 細心の注意義務

第79条

議会の構成員全員は、県事務総長、県理事会の構成員、及び誰もと同様に、民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章 第8条に規定されたとおり秘密を以下のものに持つことは禁じられる:

- 1) 個人的であっても選挙の前か後に両親又は4親等までに関係のある事業の責任に私的に直接利害のある対象についての審議時に 出席し投票に参加する;
- 2) 県に関する何らかの業務、税の徴収、物品調達、入札への直接間接の参加;
- 3) 県を相手に起こされた訴訟に関する弁護士、公証人若しくは実業家としての発言;同じ資格で県の利害に関する何らかの係争事件を弁護し、見解を述べ、又はそれに従事することはできない;
- 4) 懲戒事項若しくは命令措置による停職処分への職員の一員の議会としての発言;
- 5) 県交渉・協議委員会での労働組合代表若しくは専門家としての発言。

議会の構成員たちは県理事会の構成員と同様に以下の義務を有する:

- 1) 十分には責任を負えない任務の受諾は拒否する;
- 2) 自分が選挙された県理事会の会議に規則正しく参加する;
- 3) 県議会の会議及び自分がその中の委員若しくは報告者である委員会の会議に規則正しく参加する;
- 4) 郡若しくは選挙区の有権者のではなくて県民の利益を擁護する;
- 5) 民主的地方自治制・分権法典を修正した2005年12月8日の命令の民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第I編第Ⅱ章第7条の規定に従って明確にされたような合併収入及び兼職の禁止を遵守する;
- 6) 県理事会の構成員については民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第76条から生じ執行部の職務以上の報酬を伴う県代表の職務の兼職の禁止を対象とする義務を遵守する;

- 7) 広報広聴の範囲内で本規則の内部規律の規定及び以下に関係する全ての条項を遵守する:
 - 書面により県議会の審議の説明を要求する市民の権利に;
 - --- 市民の釈明要求権に;
- 8) 以下を対象とする全ての要求を県事務総長に直接書面で提出する;
 - ―― 県と共同で経営計画及び契約を持つ基礎自治体事務組合、非営利法人その他の団体の経営機関の予算、会計、決議についての 協議:
 - ―― 県議会議員、県と共同で経営計画及び契約を持つ基礎自治体組合、非営利法人その他の団体への視察の権利;
 - ――県と共同で経営計画及び契約を持つ施設及び団体への県議会議員たちの視察権;
 - --- 県行政に関係する一から十までの協議;
 - 一協議の一件書類に表れた記録の分野についての専門知識の取得;
- 9) その任務の遂行に厳密に限定しなければならない協議の記録の使用には秘密厳守と慎重さとを示し、自分たちに作られた写しのような記録に含まれた情報の多くの第三者への伝達若しくは伝播を回避する。

G) 緊急招集

第80条

緊急発動は完全な例外に属する。

あらかじめ書面で遅くとも会議開始前に議会の構成員たちによって知らされた議長は議会に諮る前に会派の党首たちと協議する。 緊急の意向は議会出席議員の3分の2によって、必要ならば点呼による投票で宣告される。

H) 懲 罰

第81条

- §1. 議員が秩序を乱せば議長によってその場で名指しで注意を促される。
- § 2. 議員が同じ会議中に2度目の静粛命令の対象となったときはその制裁は以前に許可を得た発言の強制的な撤回をもたらし、審議終了まで発言権を剥奪される。それは議事録に記載される。
- §3. 必要ならば議会執行部の協議の前に、議長はその秩序違反の発言が議事録にも議事要録にも記載しないことを決定できる。一定の発言に責任のある議員を裁判所に起訴する場合には必要ならば証拠とされる議事録は司法機関に引き渡されることになる。いわれのない人格的中傷若しくは非難、さらには第三者を巻き込んだ不快感への嫌疑と併せて憲法並びに各種の人権及び基本的自由を保護するヨーロッパ協約によって認められた自由及び基本的人権の侵害をもたらす発言は特に秩序違反と見なされる。
- § 4. 2度目の静粛命令を受けたにもかかわらず、会議の円滑な進行を乱す議員は、議長からその行動から一時的に議場から退場させることができると通告される。当該議員が秩序に反する行動を続ける場合には、議場からの一時的な退場が議長の提案により秩序を乱した議員に対して議会により宣告される。

それが宣告される途中で会議は残りに掛かる。議会は挙手で宣告する。

退場させられた議員は特に秩序違反と見なされれば民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第7条に規定された出席手当及び諸手当の特典を失う。

§5. 退場させられた議員が議長によりなされた議場退去命令に従わない場合には一時中断できる。

会議の審議再開にあたりその議員が従わない場合には、自動的に議会の次回の会議の後まで県議会の活動から閉め出される。

第82条

会議が騒然となった場合には、議長は一定の警告をした後で会議を中断若しくは閉会できる。

極めて深刻な状態の間議長は警備員を呼ぶことができる。

第3編 修正、質問、広報、市民による釈明要求

第1章 修 正

第83条

各構成員若しくは県理事会は提案の分割若しくは修正を提起する権利を有する。

第84条

提案の修正は全て書面でその作成者の署名を添えて提出されなければならない。

議会は県理事会による予審後に、事前に委員会によって検討されるよう命ずることができる。

第85条

全ての提案若しくは全ての修正は、議会がそれに関する議決をしていない限り、作成者によって撤回できる。 議会の全員は作成者によって撤回された提案を再提出できる。

再修正案は、修正案及び主要な提案の修正の前に投票に掛けられ、最初に採択された修正案が優先権を持つ。

第Ⅱ章 質 問

A) 口頭の回答への書面による上訴の質問

第86条

第49条に関する質問は審議には付されない。

作成者若しくは共同作成者による質問の開陳の後で、県報告者代表か若しくは知事だけが発言権を持つ。

回答の後で作成者若しくは共同作成者は2分を超えない時間その応答を表明でき、県代表若しくは知事は2分を超えない時間の反論権を持つ。

B) ロ頭の回答への書面による現状上訴の質問

第87条

第50条に関するこれらの質問は現状が分かる性格のものを提示しなければならない。

第88条

これらの質問は県議会の会議の満2日以上前に議長に届けられる。県代表若しくは知事には直接知らされる。

県議会議員たちに県理事会若しくは知事への口頭の現況質問を認めるために、議会の各会期の冒頭に1時間以内の十分な時間を割り当てる。

C) 県理事会の書面による回答への書面による上訴の質問

第89条

県議会の構成員たちは県行政に属する事項又は県理事会がその権限を行使する仕方について書面で県理事会に質問を提出できる。 後者はその受領後20平日期限内にそれに回答しなければならない。

D) 質問全体についての規定

第90条

- §1. 質問は全て議長に届けられ、県代表若しくは知事には直接知らされる。
- § 2. 質問の作成者が欠席するか又は出席を免除されているときは、その質問の撤回を望まない限りそれに対して回答されることになる。
- §3. 質問の本文は容易にその対象及び範囲が決められるように十分に明瞭的確でなければならない。
- §4. 法律、命令、本規則の規定に違反する場合に加えて特に以下のものは認められない:
 - 1) 個人の場合か又は特殊利益に関する質問;
 - 2) 専ら統計資料だけを入手したい質問;
 - 3) 文献資料の要求となる質問;
 - 4) 専ら法律相談の入手だけを目的とする質問;
 - 5) その対象がすでに県議会の同じ会期に提案ずみでその日程に記載されている決議及び動議の同義反復の質問;
 - 6) 基礎自治体、社会扶助公共センター、宗教財産の施設、警察管区及び消防機関に関する行政監督の一件書類に対して向けられた質問。

E) 質疑応答の報告書及びその公表

第91条

第89条に規定された書面による質疑応答は質疑応答報告書で公表される。

この報告書は二つの項目を含む:一方は質疑応答、他方は回答が規則で決められた期間満了までに作成されていない質問。

報告書は県議会議長、県議会会派党首たち、質問作成者たち、県理事会の構成員たちに差し出される。

質疑応答報告書は毎月公表の対象となり、県議会の会議の議事録、議事録要約と同じ方式で議会の構成員たちに伝えられる。

第92条

県事務総長は質疑応答報告書の実施方式に責任がある。

第93条

但し質疑応答の対象が個人名に言及するか又は特別の場合にその公表が県若しくは第三者に損害を与える性質のものであるときは、 議長は質疑応答報告書に記載しないことを決定できる。

この場合には質問作成者は事務総長の配慮でこの決定を知らされる。

第Ⅲ章 県理事会の広報

第94条

県理事会は県議会に県議会の権限に関する分野又は県の日常業務の運営についての情報を伝えることができる。 審議は、その後の会議のための提案若しくは質問の提起権を侵害しないように、同様な情報を得た後で開始される。

県理事会は総括報告に加えた日程のこの項目の記載を要求するよう気を配る。

第Ⅳ章

A) 市民の説明要求権

第95条

何人も書面によって県議会若しくは県理事会の審議に関する説明を要求する権利を有する。 県議会若しくは県理事会は要求を受領した翌月にそれに回答する。

第96条

- §1. 説明要求は直接受領できることが認められた議長に手渡されなければならない。
- §2. 説明要求は以下の場合には受理できないことを申し渡せる:
 - その回答の公共的性格が事案、良好な風習、個人生活の尊重を侵害するとき;
 - その回答が法令の義務に違反するとき;
 - その質問が余りにも漠然とした表現で作成されているとき;
 - その質問が専ら統計資料を入手したいとき;
 - ― その質問が文献資料の要求となるとき;
 - その質問が専ら法律相談の入手だけを目的とするとき;
 - その質問がすでに同じ会期に提案された質問と同じ対象に関わるとき;
 - その質問が他の規則によって管理されている行政資料へのアクセスに関係するとき。

受理できないと判定された要求の全体は執行部の直近の会議で県議会議長の報告の対象となる。説明要求の作成者は執行部に 行われた報告の後で書面で議長によりその要求は受理できない旨伝えられる。

- §3. 受理できないと判定された要求は直接それを行政機関に伝える責任のある県事務総長に手渡される。
- §4. 行政機関によって作られた回答の提案はいずれにせよ県事務総長によって県議会議長に報告される前に県理事会に提示される。

第97条

- §1. 回答の提案を取得したならば県議会議長は執行部の直近の会議の日程にその説明要求を記載する。 この会議の招集状には回答の提案が執行部の検討及び投票に付されたようなその説明要求の写しが添えられる。
- §2. 現在の理事会によって決められた期限は7月及び8月には中断される。
 - B) 市民の釈明要求権

第98条

- §1. 県土上に住所があるか居住している満18歳以上の者は誰でもその営業の本拠が県土上に置かれている全ての法人及び県土上に 住所があるか居住している満18歳以上の者によって代理されている者と同様に理事会に議会の会議の公開を要求できる。
- §2. 要求の全文は書面で議会の議長の元に提出されねばならない。それが取得されると議長はそれの受理できることを決定し、その執行機関の様式を決定する責任のある執行部の直近の会議の日程の項目に記載する。受理不能は全てその理由が述べられる。 受理できるためには申し立てられた要求は以下の条件を満たしていなければならない:
 - 1) 唯一人の人間によって申し立てられる;
 - 2) 質問形式で作成され口頭の参加が2分以上にはならない;
 - 3) 専ら民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第32条の意味で県の利益に関係する事項を対象とする;ほかの レベルの当局の権限に関係する質問は、必要な場合議長によって特別の手続しかそれに答えられない関係議会若しくは執行部 に引き渡される;
 - 4) 全般的な範囲である;特別な利害の事例に関係がある質問の場合は必要に応じて民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻 第Ⅰ編第Ⅱ章第28条及び本規則の第91条の枠内で取り扱われるか又は議会の委員会の検討に移される;
 - 5) 自由及び基本的人権に反しない;
 - 6) 個人を質問の対象にしない;
 - 7) 統計資料の入手だけを目指すものでない;
 - 8) 文献資料の要求とはならない;
 - 9) 専ら法律相談の入手だけを目的としない。
- §3. 議会執行部による受理可能の判定の要求は行政機関に伝える責任のある県事務総長に手渡される。
- § 4. 回答が県理事会によって決められてから、議長は執行部によって決められた機関の様式に従って、県議会の直近の会議に出席 して公開の席で冒頭の1時間にその質問を述べ、県理事会の回答を聞くよう要求者に依頼する。依頼はこの後の§ 5 及び§ 6 で 言及する。
- § 5. 要求者はその質問を議長の依頼によって会議の中で与えられた2分を超えない時間内で発言する機会を準備した規則を尊重して公開の席で述べる。

県理事会の回答を聞いた後要求者は日程の最終終了の後で反問のために2分間使ってよい。

- § 6. 欠席の場合には要求者の弁明はなくその事案は無効となる。
- §7. 本条に規定された要求は質疑応答報告書で公表され県のインターネット上のオンラインに配信される。

第4編 雑 則

第 I 章 県事務総長

第99条

県事務総長は議会の会議に出席する。

第100条

県事務総長は以下のものに責任がある:

- a) 議会の会議の議事録の作成;
- b) 記録簿の保管;
- c) 議事録及びその記録に関する議会の審議の登録;
- d) 議会の交信の迅速な処理;
- e) 議会の資料及び官印の保管;
- f) 議事要録及び審議の簡潔な報告の作成;
- g) 民主的地方自治制・分権法典及び内規の本規則によって規定されたように県公報への公表及び県の諸規則の県インターネット・ サイトトへの配信・
- h) 民主的地方自治制・分権法典及び内規の本規則によって規定されたように質疑応答、要求及びその他の一件資料の質疑応答報告 書への公表並びに質疑応答の県インターネット上への配信。

第101条

県議会議員が自由に利用できるように配置される図書室が県文書課に設置される。そこには議会及び県理事会の議事録、議事要録、質疑応答報告書、県の諸規則、県公報、県の選挙結果、会計検査院報告が含まれる。

各種の決定機関の会議の全ての議事録及びそれに対して県が代表する、及び/又は少なくとも年間5万ユーロ相当の支援のための補助金を支出する基礎自治体事務組合、県公社、非営利法人その他の団体の毎年経営の契約及び計画の枠内で作成される諸報告のほか年度予算及び会計報告も含まれる。

第102条

県議会若しくは県理事会の名前で印刷された同種のもの全てが本規則に決められた様式に従って各県議会議員に送付されるよう配慮する。

その伝達方法が本規則によって規定される資料の全てが電子回路で議員たちに伝達されるよう配慮する。

第Ⅱ章 議場取締

第103条

議会の取締はその遵守に必要な命令を発する議長によって議会の名前で行われる。

議長は警告が発せられた後で賛成か反対かいずれかを公然と合図するか又はそのいずれかを用いて騒ぎを引き起こす人間全てに傍聴 席から即座の退去を命じることができる。

さらに議長は違反を条件にして、ほかに起訴される理由がなければ0.02万至0.50ユーロの罰金を宣告できる違警罪裁判所に移送する調書を作成できる。

第104条

議長によって許可されない限り、会議の様々な業務及び報道陣に必要なその占める場所を持っている職員を例外として、議会と無縁の者は議場には招き入れられないし、とどまれない。

第105条

会議中は正式に宛がわれて室内に出席する者は着席して静粛を保つ。出席者は議長に命じられた措置に従う義務がある。業務に必要がなく議長の許可がなければ録音は禁じられる。

本条の対象となる諸規定は印刷され、宛がわれた部屋の入口に掲示される。

第Ⅲ章 議員の調査権

A) 閲覧権の行使

第106条

§1. 県行政に関連のあるどのような行為、どのような書類も、これらの行為、これらの書類が県知事及び県理事会に付与された任務と関係がありさえすれば、議員たちの調査からは逃れられない。

問題の行為及び書類は県書記に文書で要求し、面会して協議できる。

この協議の仕方は本規則の第107条で決められている。

- §2. 協議の権利からは以下のものは除外される:
 - 1) 個人の性格についての資料を含むか、治安に関係するか、それにもまして治安を乱す記録;
 - 2) 県理事会の構成員の一人かそのほかの者又は県公務員の誰かによって取得され作成された個人のメモ;

- 3) もはや県理事会の決定の対象とはされていない一件書類に関係のある書類。
 - 当方の理由でその協議の要求を受け入れられないと考える県書記に合わせてその問題に判定を下す県理事会に委ねる。
- §3. 日程の各項目についてそこで報告されるそれぞれの書類が全て県書記への議会の構成員たちの意向に沿って日程送付後に準備 される。議員は誰でも写しを要求できる。
 - この協議も亦書面での要求や面会で行われる。
- § 4. その上一件資料に出てくる記録に関する専門的知識を得たい議員は誰でも県事務総長に対してその要求を申し入れできる。 この権利の行使の方法は本規則の第109条に詳述される。
- § 5. 加えて§ 3で対象とされた書類は議会の会合同様項目が付託される委員会の会合の日、時間、場所については議員たちの意向 に沿わなければならない。

第107条

§1. 第106条で認められたような協議の権利の枠と制限内で議員は協議される行為や書類の写しを要求できる。

これらの要求は書面で県書記に届けられる。それらはその写しが願い出られた記録に関して十分に明瞭的確でなければならない

これらは要求受領後10日以内に要求者に手渡される。

議員は秘密厳守を表明し、協議された記録の利用に関して留意しなければならない。

その権限の行使には厳格な自制をし、写しが自分のものになった記録に含まれる情報である限り第三者への伝達若しくは伝播は全て回避しなければならない。

県書記が例えば問題の記録の性質若しくはその漏洩に気を配ってよい特別な事情を理由に交付できないと考える場合には、それについて決断を下す県理事会に付託する。

写しの枚数が10枚を超えるときはその量以上の1頁ごとに0.05ユーロの料金が要求される。

- § 2. 県事務総長に書面で要求をする議会の構成員たちは、要求の対象となる県理事会の会議の議事録の写しをその会議の開催後15 日以内に受領する。
- § 3. 県議会議員たちは県と共同で経営計画若しくは契約を持つ基礎自治体事務組合、非営利法人その他の団体の経営機関の予算、 会計、決議について協議できる。

要求はこの協議のお膳立てをする準備をする県事務総長に申し立てられなければならない。

この協議の様式は経営計画若しくは契約に決められている。

B) 県議会議員の視察権の行使

第108条

§1. 議員たちは県によって設置され管理される全ての施設及びサービス機関を視察することができる。

これらの視察はその実施場所を決める県事務総長にあらかじめ申し入れられた書面での要求の対象となる。

視察は施設若しくはサービス機関の理事長若しくは責任者、部局長、県事務総長若しくはその代理、必要な場合には権限のある県代表の出席を得て実施される。

その性格が完全に情報取得にとどまらなければならない視察中は議員は受け身の態度で行動しなければならないが、観察が視察されるサービス機関若しくは施設に就職している職員の尋問でもなければ、話題に上るのが教育機関でなければ、議員はいつでも本規則の第49条以降で認められた特権を行使する。

但しその接触が視察者の身に危険を生ずるものか、又はその個人生活とか尊厳が尊重される権利を有する利用者若しくは占有者のものを除いて、全ての場所が視察できる。

§ 2. 県議会議員たちは県と共同で経営計画若しくは契約を持つ基礎自治体事務組合、非営利法人その他の団体を視察できる。 視察の要求はこの視察のお膳立てに役に立つ準備をする県事務総長に申し立てられなければならない。 この視察の様式は経営計画若しくは契約の中で決められる。

C) 技術的知識の入手権

第109条

議員は誰でも協議される一件資料に表れる記録に関する専門知識を要求する権利を有する。この権利の行使のためには、文書で県事務総長に申し入れられる要求も、県事務総長若しくは指定された公務員(たち)が望まれる情報を提供できるように、その対象及び 範囲に関して明瞭的確であることが必要である。

県事務総長が専門的知識の要求を受け入れられないと判断した場合には、それについて決断を下す県理事会に付託しなければならない。

情報は要求者に最適の期間内に提供され、このため全ての場合に要求受領後48時間以内に議会の直近の会議の日程の項目に関係することになる。

場合に応じて情報は書面若しくは口頭で提供されることになる。

この最後の場合には面会の日時に関して要求者と取り決めが行われるであろう。

第Ⅳ章 県民意向調査

第110条

県議会は県住民の発議か若しくは請求によって県益の分野に関するものについて意見を求めることができる。 県住民から出された発議はその10%以上によって支持されなければならない。

第111条

県民意向調査とそれへの参加のためには以下のことが必要である:

- 1) 県内の基礎自治体の住民登録簿に登録か若しくは記載されている;
- 2) 満16歳に達している;
- 3) 県の選挙の有権者に要求される選挙権の剥奪か停止を伴う有罪判決若しくは決定の対象となっていない。

第112条

第110条に予定された県住民の発議による県民意向調査の企画及び手配の請求は、全て書留郵便で県理事会に送られなければならない。

請求には議会に伝える理由書及び適切な記録が添えられなければならない。

第113条

県によって交付された書式によって申し立てられて納得され、件名と刑法第196条の写しとを加えて以下のものを記載していないと 請求は受理されない:

- 1) 県民意向調査の対象となる(諸)問題;
- 2)請求署名人の苗字、名前、生年月日、それぞれの住所;
- 3) 県民意向調査の請求の発議をした者たちの苗字、名前、生年月日、それぞれの住所。

第114条

請求受理の後県理事会はそれらが十分な有効署名数によって支持されているかを調べる。

その調査の場合県理事会は以下のものは抹消する:

- 1) 重複署名:
- 2) 県民意向調査の請求のための条件に応えられない者たちの署名;
- 3) 提出された資料がその身元を確認するには十分でない人たちの署名。

有効署名数に達したとき検査は終了する。

この場合には県議会は県民意向調査を企画し手配する。

第115条

第110条の意味での県益の分野については民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第32条で要求された分野と解される。

個人(たち)及び県の会計、予算、税、俸給は意向調査の対象としてはならない。

申し立てられた県益の性格が疑わしい場合には県理事会は県議会に決定を付託する。

県民意向調査は県議会一新のための有権者通常集会の前16か月間は企画手配できない。さらに県民意向調査は下院及び上院議員、欧州評議会及び議会の直接選挙の前40日間は企画手配できない。

県住民たちは議会によって半年に一度か多くても6回しか調査されることはない。別の県議会の一新に続く期間中は同じ分野についての意向調査は企画手配できない。

第116条

県民意向調査の企画手配に関する決定は全て明白な動機付けの対象となる。

前項は意向調査の対象となる質問に直接関係する全ての決定にも適用される。

第117条

意向調査の少なくとも一月前に県行政部は住民の意向に沿って意向調査の分野について客観的方法で紹介する小冊子を用意する。加えてこの小冊子は住民が意向調査されるであろう問題もしくは諸問題並びに第109条第2項が適用される理由書を含む。

第118条

質問はそれについてそこでイエスかノーで答えられる方法で作成されなければならない。

第119条

県理事会は民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第11条及び民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第Ⅰ編第Ⅱ章第12条を適用した内規によって設けられた諸規定を遵守して意向調査に関係する理事会の活動をセットするのに必要なあらゆる手段を執る。

第120条

参加は義務ではない。各参加者は投票権を持つ。投票は秘密である。

意向調査は日曜日には行えない。参加者たちは8時か13時に投票が認められる。地方の場合は13時前の投票も認められる。

県住民の10%以下しか意向調査に参加しなければ開票には進められない。

第 Ⅴ章 末尾規定

第121条

本規則の中で「満1日」という表現は住所に招請状が届いた日と会議当日は期間に含まれないことを意味する。土曜日、日曜日及び祭日は週のほかの日と同様に満1日である。

第122条

1998年6月18日の内規は本規則の発効の日に以下のものを除いて廃止される:

- 1) 2006年10月8日まで適用された第20条及び第45条第1項第3列;
- 2) 民主的地方自治制・分権法典第2部第Ⅱ巻第 I 編第Ⅱ章第26条で要求されたことによる県法第60条に関するものを除く2006年10 月8日までの適用が今なお続く第18条。

第123条

本規則は印刷されて県議会の各構成員に1部配達されることになる;それは県公報で公表され県のインターネット・サイト上のオンラインに配信されることになる。

2006年10月8日に適用された以下の条文を除いて県公報の発売される翌月の初日に発効する:

- ---第10条 § 2 及び § 3、
- ──第26条§1、§2、§3、§4、
- 第45条最後の項。

第124条

2006年10月8日までの読み替え

「県理事会」→「常設代表団」

「県代表」→「常設代表」

2006年5月18日リエージュ会議で

議会

県事務総長

議長

マリアンヌ・ロネ ジャンクロード・ムーラン